

戸別受信機の設置について

屋内の中で、防災行政無線の放送を聴くには戸別受信機の設置が必要となります。

事業所で設置する場合の取扱いは、以下のようになります。(吉賀町防災行政無線戸別受信機条例による。)

区 分	基本的な取扱	摘 要
設置できる事業所	吉賀町内の事業所。	
設置形態	原則町から1事業所当たり1台を貸与します。	増設する場合は、加入分担金と設置工事費を実費負担していただきます。
加入の申込み	申込書を役場に提出。	※役場 総務課
加入負担金	1事業所(1台) 10,000円 (加入時のみ)	※更新の場合は必要ありません。 ※新設及び増設する場合に必要となります。
加入負担金の納入方法	町が発行する納付書により、納付していただきます。	納付場所は、役場出納室または、町内の金融機関(郵便局を除く)
設置費用	標準的な工事費分は、町が負担します。	増設やその他基本的な設置費用以外については、別途実費負担していただきます。
受信機の設置	地区担当業者から申し込みいただいた方に個別に連絡させていただきます。	/
受信機の維持費	戸別受信機の電気代、乾電池代等の経費は、加入者負担とします。	/
受信機の修理	原則、町が負担します。ただし、故意等によるものは加入者の負担とします。	/
その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・戸別受信機の設置場所は、中継局等から発信する電波を受信することから、加入者の希望どおりにならない場合があります。 ・戸別受信機の電源は、常にはAC100Vとなります。受信機の電源ケーブルは約3mですので、この範囲内に電源(コンセント又は延長コード)を準備してください。 ・受信機の受信状況が低い地区は、外部アンテナを設置することとなります。この場合、アンテナコードを建物に貫通させ受信機に接続します。ご協力をお願いします。 ・貸与された戸別受信機については、その権利を譲渡、転貸及び担保にはできません。 ・更新の場合には加入負担金は必要ありません。ただし、現在使用している戸別受信機の返却が必要となります。 	